

## 厳しさを増す財政状況

### ■ 県財政の現況

大幅に落ち込んだ県税収入は未だ回復に至らず、東日本大震災が県税収入に及ぼす影響が懸念されることから、本県財政状況はこれまで以上に厳しさを増すと考えられます。

バブル崩壊後、法人二税（法人県民税・法人事業税）を中心とする県税収入の低迷により、平成10年度、平成11年度と2年連続して赤字団体となりました。

赤字解消と財政構造の改善に向け、本県ではこれまで「愛知県第三次行革大綱」、「改訂愛知県第三次行革大綱（県庁改革プログラム）」、また「あいち行革大綱2005」を策定し、行財政の合理化を積極的に進め、財政の健全化に取り組んできました。

しかしながら、平成20年秋以降の世界的な経済危機は、製造業を中心とする本県経済を直撃し、県税収入は2年間で実に5,000億円という、過去に経験のない急激かつ大幅な減収に見舞われました。また、今年3月に発生した東日本大震災の生産活動・雇用への影響は払拭されておらず、さらに、最近の円高傾向も、輸出産業の収益改善の妨げとなる恐れがあります。

こうした経済情勢を踏まえますと、法人二税の収入に依拠する本県にとって、県税収入の動向は大きな懸念材料であり、本県の財政状況は、これまで以上に厳しいものとなっています。

平成23年度は、県税収入の回復が見込めない中で、県民の皆様の安心・安全に関わる施策などに対応するため、財政調整基金、減債基金をいずれも最大限取り崩さざるを得ず、これら財源調整のための基金はほぼ枯渇している状況にあります。

昨今の経済情勢から、今後も急激に落ち込んだ県税収入の早期の回復を見込むことが困難であることに加え、地震防災対策に伴う財政需要や公債費・扶助費といった義務的経費の増加が見込まれることから、今後の財政運営は、一段と厳しい舵取りを迫られるものと考えています。

財政健全化の道のは厳しいと言わざるを得ませんが、平成22年度から平成26年度までを計画期間として策定した「愛知県第五次行革大綱」のもと、行財政改革の取組をさらに積極的に進め、持続可能な財政基盤の確立を図ってまいらなければなりません。

### ■ 予算規模の推移

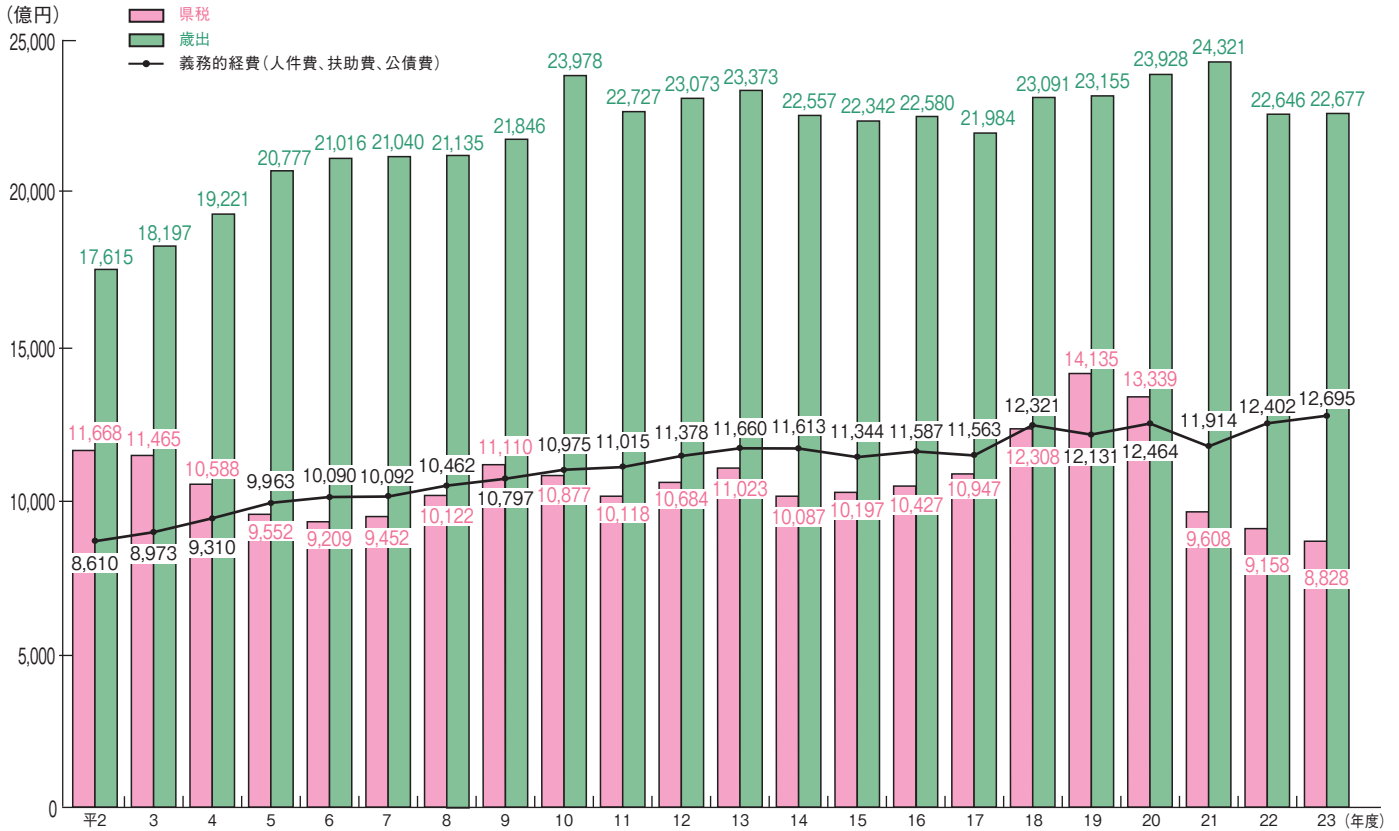
一般会計予算と県税収入の規模の推移は、次のページの図のとおりです。

平成23年度の県税収入は、依然として厳しい雇用、所得環境や消費の伸び悩みなどにより、平成22年度から更に減収となる8,828億円の計上にとどまっております。

一方、歳出は戦後初の赤字決算となった平成10年度を境に、抑制基調で推移しています（平成20年度は、平成21年度が多額の収支不足への対応により、平成21年度は国の経済対策への対応や、県税過誤納還付金の大幅な増加などにより、規模が拡大しています）。しかし、公債費や扶助費などの義務的経費は年々増加傾向にあります。

そのため、多額の収支ギャップが生ずる状況が続いており、本県財政は一層厳しい状況となっています。

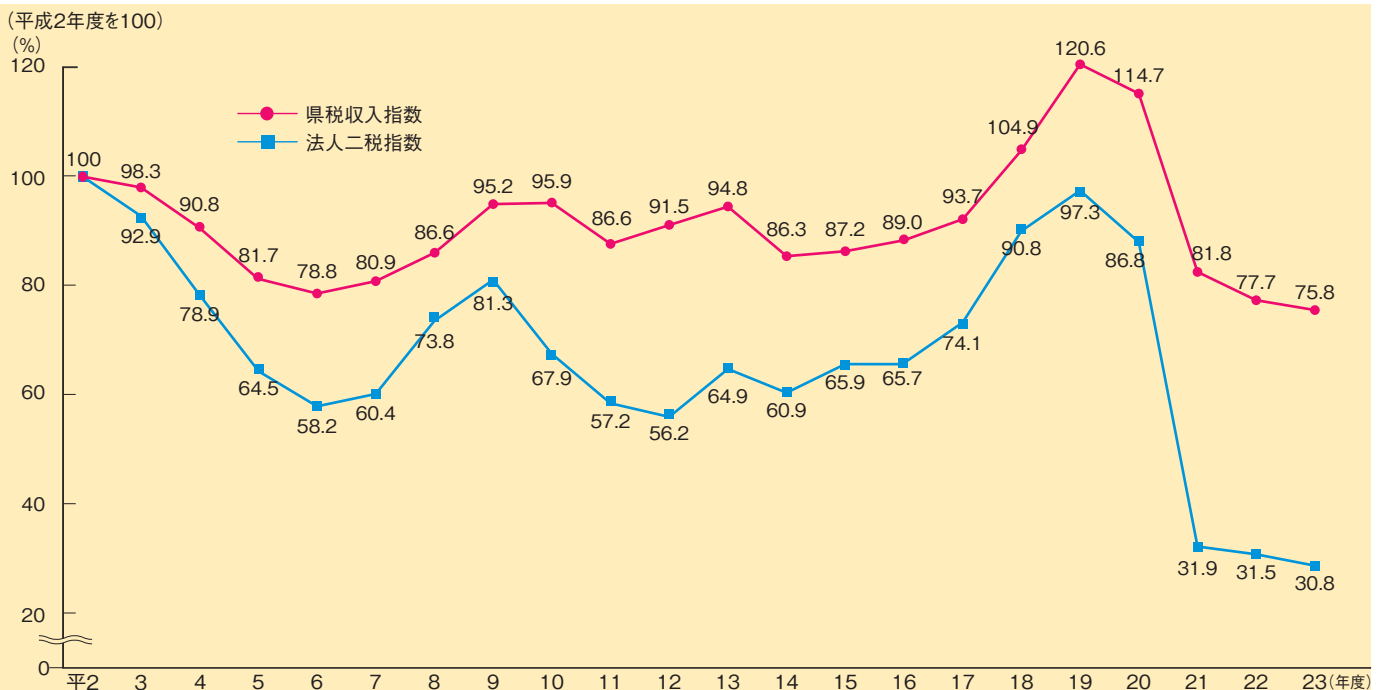
## 歳出規模と県税収入の推移



(注) 1 平成21年度までは決算額。平成22年度は決算見込額。平成23年度は6月補正後現計予算額  
 2 歳出及び義務的経費は借換債除きの規模(義務的経費は最終予算額)

また、県税収入の規模及び法人二税の推移は、次の図のとおりです。

## 県税収入の規模及び法人二税の推移



(注) 1 平成22年度までは最終予算額。平成23年度は6月補正後現計予算額  
 2 数値は、平成2年度の最終予算額を100とした場合の各年度ごとの指数を示します。

## ■歳入・歳出の状況(愛知県予算の特徴)

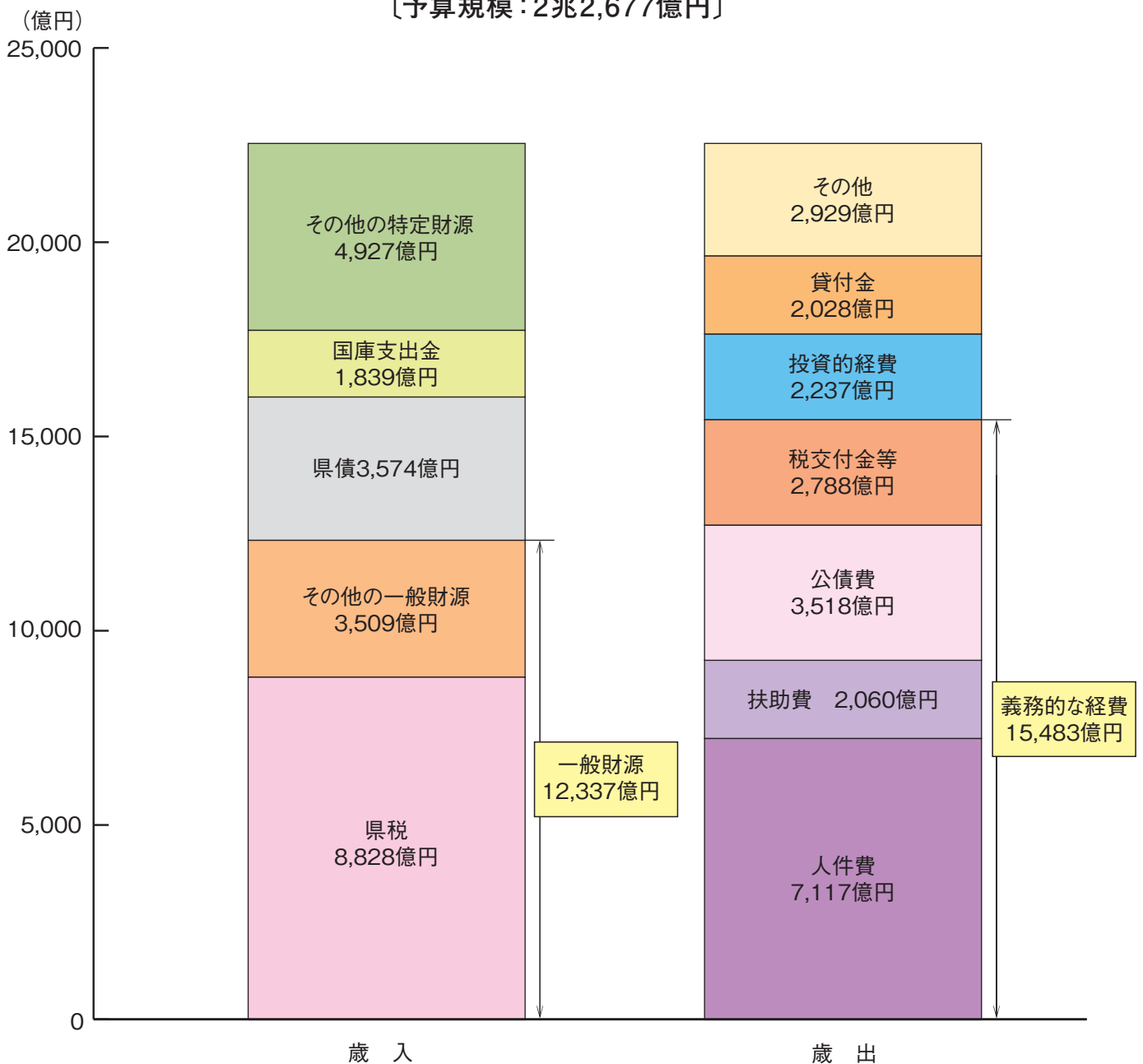
人件費、扶助費、公債費等の義務的な経費が財政を圧迫しています。

人件費、扶助費、公債費及び税交付金等は、義務的な経費として、任意に削減はできませんが、これらの義務的な経費が財政を圧迫しています。

義務的な経費の中では人件費の割合が最も大きくなっています。

### 性質別歳入歳出の状況(平成23年度6月補正後現計予算)

[予算規模: 2兆2,677億円]



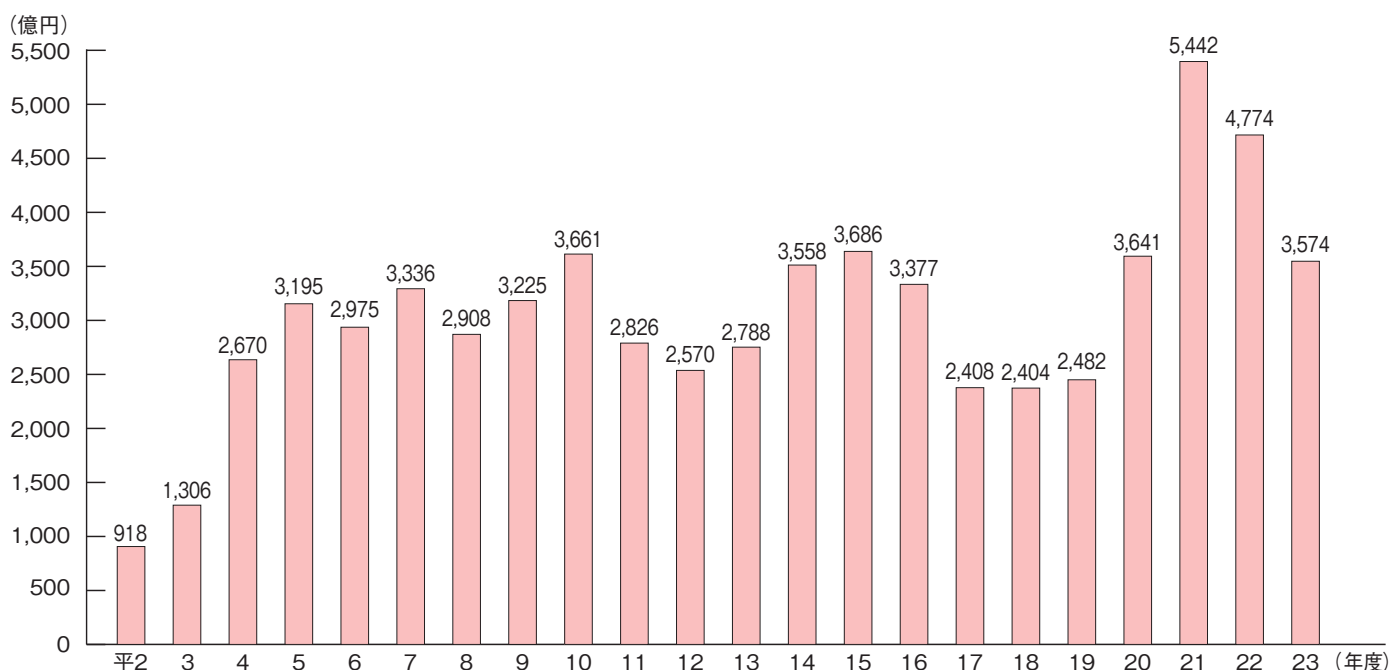
## ■ 県債の状況

県税収入の減収に対応し、また、経済対策の財源として県債を活用したことに伴い、平成4年度以降は多額の県債を発行してきました。

平成23年度6月補正後現計予算における県債発行額（一般会計）は、3,574億円となっております。なお、平成20年度・21年度には巨額の税収減による財源不足に対応するため減収補填債の発行が急増したほか、平成22年度・23年度は臨時財政対策債の発行額が大幅に増加しております。

県債発行額（一般会計）の推移は、次の図のとおりです。

### 県債発行額の推移



(注) 1 平成21年度までは決算額。平成22年度は決算見込額。平成23年度は6月補正後現計予算額  
2 借換債除きで整理



#### 県債

県が学校を建てたり、道路や河川を整備するなど、多額の費用を一時に必要とする建設事業を行うとき、その財源を確保するとともに、施設等を利用する将来の県民との間で負担の公平化を図るため、県の信用において長期の資金借入を行うものです。起債に当たっては、これまでは総務大臣の許可が必要でしたが、地方公共団体の自主性をより高めるため、平成18年度から総務大臣と協議を行う制度に移行しました。

#### 借換債

県債の償還を平準化するため原則として2回の借換えを行い、結果として30年の償還年限となります。従って、発行済みの県債の償還に充てるための県債で、新たに債務を負うものではありません。

#### 臨時財政対策債

国の地方財政対策の制度改正により平成13年度から新たに設けられた特例地方債で、平成25年度までの発行が予定されています。地方交付税の振替措置であり、後年度に元利償還金の100%が交付税算入されます。

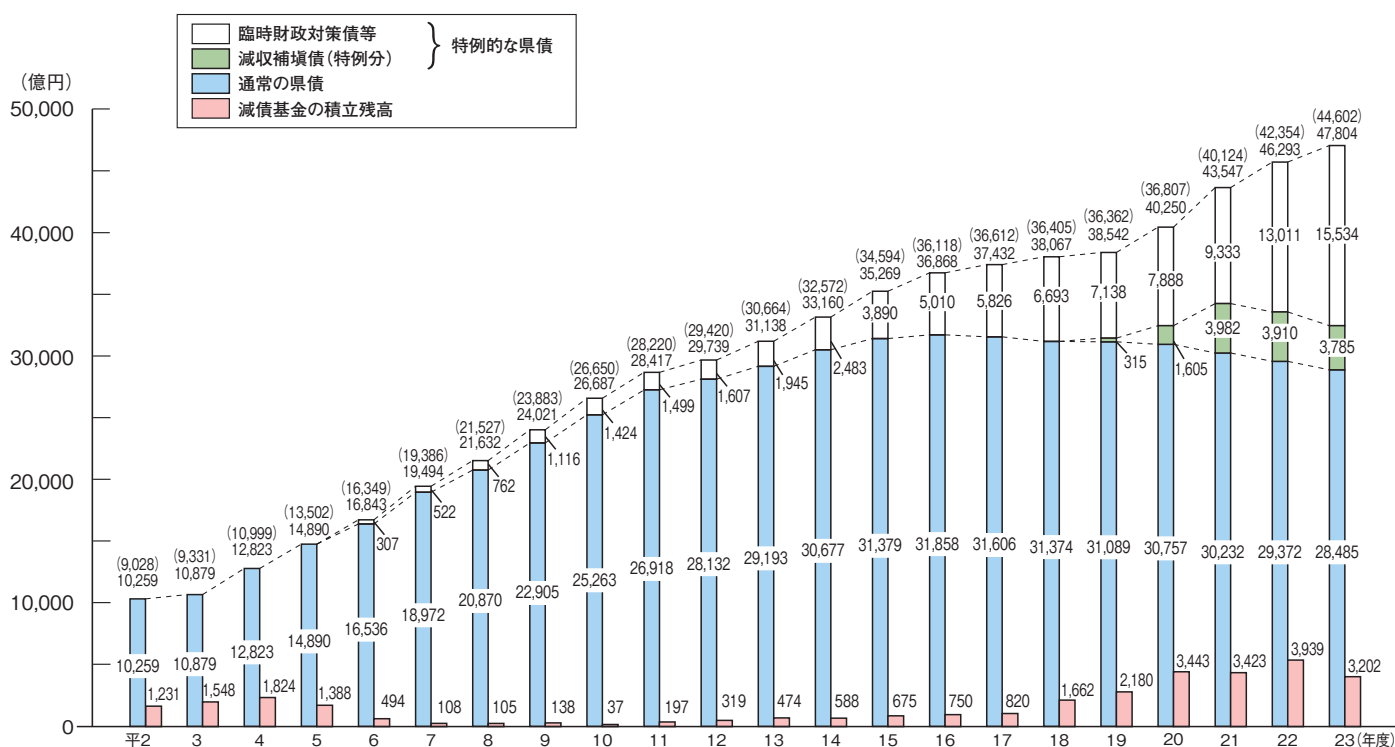
なお、平成22年度に、地方交付税の不交付団体には発行可能額を配分しない方式（各団体の財源不足額を基礎として算出）が導入され、平成23年度以降3年間で段階的に、不交付団体を含む全団体に配分する方式（各団体の人口を基礎として算出）を廃止し、不交付団体には配分しない方式に移行する予定です。

臨時財政対策債や減収補填債などの特例的な県債の増発により、平成23年度末の県債残高見込み(一般会計)は、4兆7,804億円と急増していますが、こうした中においても通常の県債の残高は減少傾向にあります。

県債残高(一般会計)の推移は、次の図のとおりです。

なお、平成23年度末における県民1人当たり(平成23.3.31現在住民基本台帳人口7,249,626人)の県債残高(一般会計)は、65万9,396円となる見込みです。

## 県債残高の推移



- (注) 1 平成21年度までは決算額。平成22年度は決算見込額。平成23年度は6月補正後現計予算ベース  
 2 白抜きは、臨時財政対策債(H13～)、減収補填債(H6～H18)、臨時収入補填債(H9)、退職手当債(H10、11、20、21)、調整債(国税化資金手当債)(H21～)の計としている。  
 3 県債残高の( )は、減債基金の積立残高を除いた額



### 減収補填債

普通交付税で算定された基準財政収入額が過大で、実態の税収がそれを下回る場合に発行が認められる地方債です。平成19年度から、当分の間、建設事業等に充当しなくてもよい特例債制度が設けられました。後年度に元利償還金の75%が交付税算入されます。

### 調整債(国税化資金手当債)

平成20年度の税制改正で法人事業税の一部が国税化されることになりましたが、本県のように、この制度改正で減収となる場合に、減収額を補填するために認められた特例地方債です。

### 法人事業税の一部国税化

都市と地方の税収格差を縮小させるため、平成20年度の税制改正で決定されました。

具体的には、県税である「法人事業税」の税率を引き下げ、引き下げ相当分について新たな国税「地方法人特別税」を創設した上で、その全額を「地方法人特別譲与税」として、納税者である企業の所在とは関係なく、人口等により、国が全都道府県に配分します。

平成21年度から税収への影響が生じ、本県では法人二税の大幅減の一因となっています。

### 退職手当債

大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対応するため、定数削減効果等が償還財源として確保される場合に、発行が許可される特例地方債です。

## ■ 基金の状況

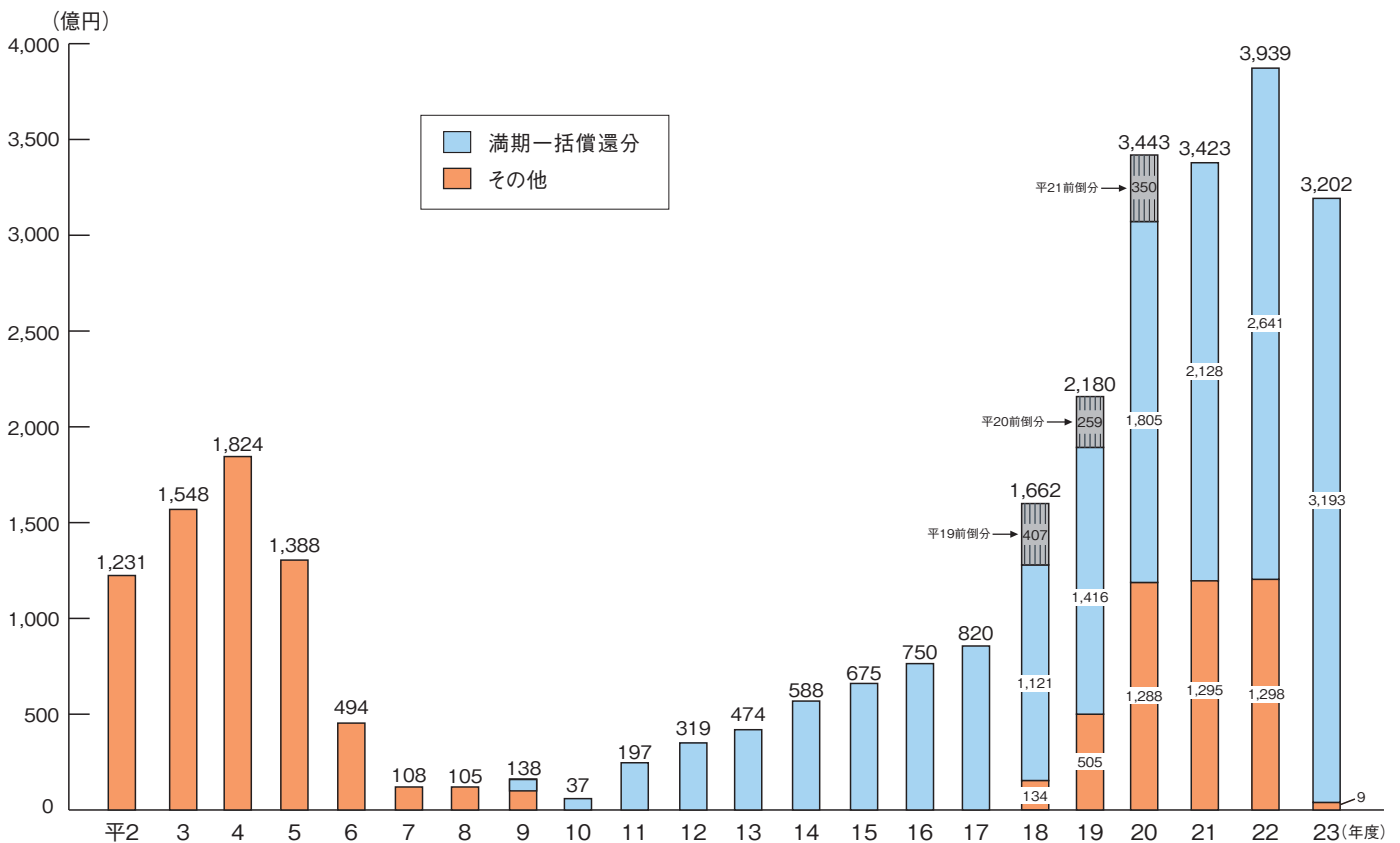
経常的経費が県税等の一般財源で賄い切れない中で、基金を取り崩し、又は一般会計への繰入運用をすることにより、財源を賄ってきました。

取崩し型基金は、減債基金とそれ以外の基金に分けることができます。

減債基金のうち、市場公募債の満期一括償還に備えて積み立てる部分は、他の目的での取り崩しができない性格のものであります。このため、それ以外の基金残高が、実質的な基金残高でいわば「貯金」に相当するものです。

また、満期一括償還に備えて積み立てる部分については、平成23年度が多額の収支不足への対応として、平成22年度までに積み立てられた残高のうち1,296億円を取り崩さざるを得ず、その結果はほぼ枯渇しました。

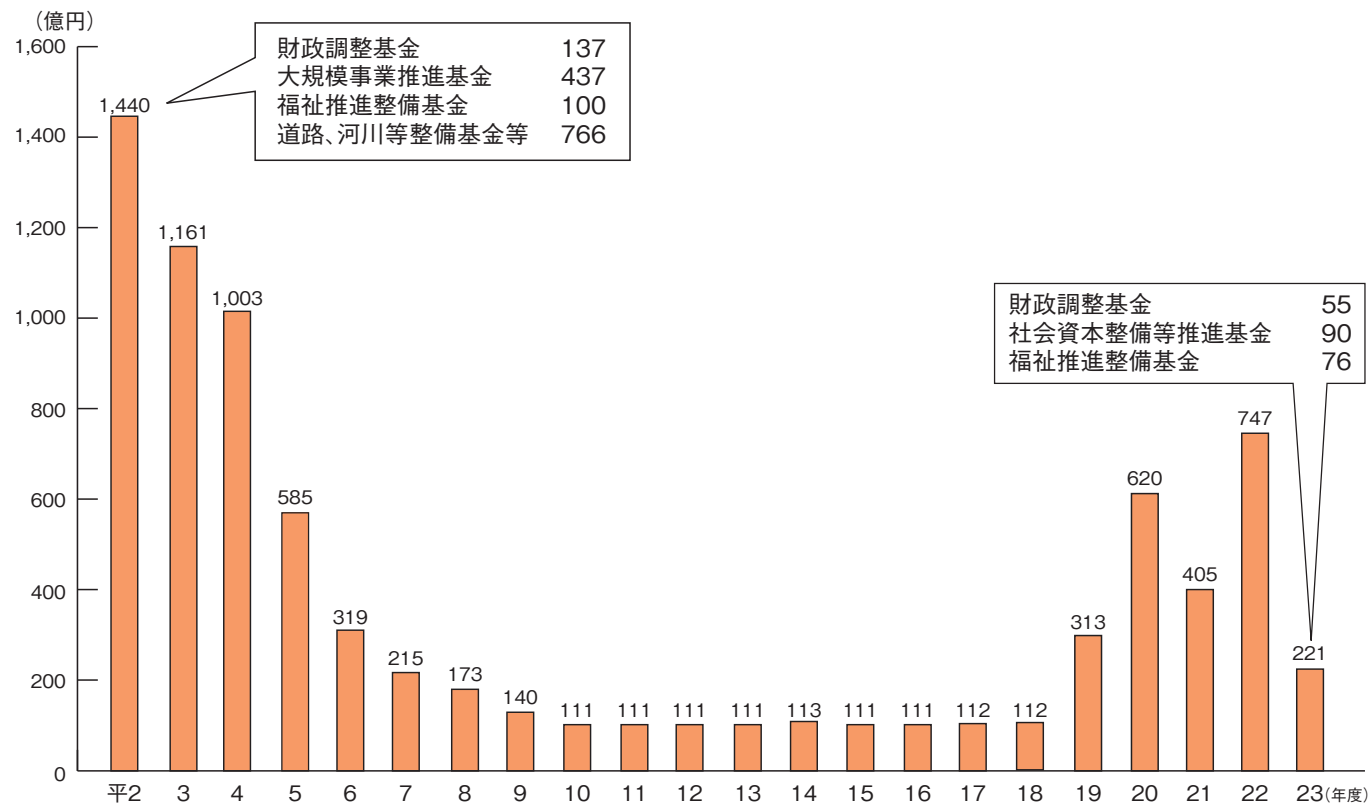
### 減債基金残高の推移



- (注) 1 平成21年度までは決算額。平成22年度は決算見込額。平成23年度は6月補正後現計予算ベース  
 2 減債基金のうち、満期一括償還分は、一定の年限後(満期)に全額償還する方式の県債について、その償還に備えて、毎年度一定額を積み立てるものである。  
 3 財源対策債等償還基金(6年度に減債基金に引継ぎ)を含んでいる。  
 4 縞部分、翌年度の満期一括償還ルール積立の前倒し積立額

その他の取崩し型基金のうち、財政調整基金については、平成22年度の税収の増加を活用して、平成22年度2月補正で380億円を積み立て、平成22年度末には、582億円の残高となりました。しかしながら、平成23年度の収支不足に対応するため、最大限取り崩すこととしており、平成23年度末の残高は55億円が見込まれるに過ぎない状況となっています。

## その他の取崩し型基金残高の推移



(注) 1 平成21年度までは決算額。平成22年度は決算見込額。平成23年度は6月補正後現計予算ベース  
 2 減債基金、財源対策債等償還基金、産業廃棄物適正処理基金、愛知万博基本理念継承発展基金、あいち森と緑づくり基金及び文化振興基金(取崩し型分)は含めていない。



### 基金

法令等の定めに基づいて、地方公共団体が資金の積立て、運用、取崩しを行うもので、本県には経済事情の著しい変動や大規模な災害などに対処するための財政調整基金、県債の償還等のための減債基金、非常災害に際して応急的な救済を行うための災害救助基金等の37基金があります。

基金は、①特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの、②特定の目的のために定額の資金を運用するために設置されるもの、の2種類に大別でき、①は更に資金を積み立てて必要な時に取り崩す「取崩し型基金」と資金の運用により得た果実を利用する「果実運用型基金」に分けられます。

それぞれの類型に属する基金は、次のとおりです。

「取崩し型基金」………財政調整基金、減債基金、社会資本整備等推進基金、福祉推進整備基金、産業廃棄物適正処理基金、愛知万博基本理念継承発展基金、あいち森と緑づくり基金、文化振興基金(取崩し型分)

「果実運用型基金」… 国際交流事業推進基金、環境保全基金、地域福祉基金、文化振興基金(果実運用型分)、中山間ふるさと・水と土保全基金、科学技術振興基金

「定額基金」…………… 美術品等取得基金

「その他基金」…………… 災害救助基金、介護保険財政安定化基金、森林整備地域活動支援基金、国民健康保険広域化等支援基金、障害者自立支援対策等臨時特例基金、後期高齢者医療財政安定化基金、消費者行政活性化基金、妊婦健康診査支援基金、子育て支援対策基金、緊急雇用創出事業基金、ふるさと雇用再生特別基金、介護職員処遇改善等臨時特例基金、森林整備加速化・林業再生基金、高等学校授業料減免等事業基金、グリーンニューディール基金、社会福祉施設等耐震化等支援事業基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金、地域自殺対策緊急強化基金、医療施設耐震化支援事業基金、地域医療再生基金、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金、新しい公共支援事業基金